

2021年6月号トピックス

**歳入局による、COVID-19 状況改善時の経済を活性化させるための人材開発に関する税制と外国投資家による生産拠点の移転支援税制にかかる期間延長について**

2021年5月25日、内閣は、インダストリー4.0\*の人材開発に関する税制と外国投資家による生産拠点の移転支援税制（タイランド・プラス・パッケージ）の期間を、仏暦 2565（2022）年12月31日まで延長する原則を承認した。これは、対象となる産業への投資・開発を促進し、外国投資家による生産拠点の移転を支援するためのものである。さらに、これらの政策は、国の競争力を高め、COVID-19 の状況が改善された後の経済上昇に備えるために、人材開発と高いポテンシャルを持った人材の雇用を促進することを目的としており、詳細は次の通りとする。

（\* IT 技術を活用し出した第3次産業革命に続く「第4次産業革命」という意味合いを持つ名称。プラユット内閣は、これを「タイランド4.0」と呼称して国家戦略としている）

1.インダストリー4.0に基づく人材開発に関する税制では、会社及び法人格を有する組合が支払った、公的教育機関、私立高等教育機関等が設立したインダストリー4.0推進センターへの人材開発を目的とした寄付金の3倍の金額まで課税所得から控除することが可能となる。さらに、法人がこれらのセンターに寄付した資産については、その資産の原価を純利益計算の費用として控除しない場合、法人所得税と付加価値税の免除が可能である。仏暦 2564（2021）年1月1日から仏暦 2565（2022）年12月31日の期間に支払われた寄付にのみ適用とする。

2.外国人投資家による生産拠点の移転支援税制（タイランド・プラス・パッケージ）では、会社及び法人格を有する組合は、仏暦 2564（2021）年1月1日から仏暦 2565（2022）年12月31日の期間に支出した次の費用を控除することを可能とする。

- 2.1 自動システムへの投資費用の2倍
- 2.2 優秀な人材の採用費用の1.5倍
- 2.3 人的資源の向上のための費用の2.5倍

2021年6月タックスニュースでは、以下の重要法令・ルーリングの全訳、及び解説をしています

**仏暦2564 (2021) 年課徴金減額の規則に関する財務省令 (第2号)**

輸出入時の関税不足額にかかる課徴金の軽減

**財務省令 (第373号)**

e-Withholding tax システム利用による源泉税率の軽減

**税の減免を規定する歳入法典に基づく勅令 (第716号)**

タイ国内で従業員に研修訓練を受けさせた場合の法人所得税免税措置

**税の減免を規定する歳入法典に基づく勅令 (第717号)**

特定の基金への電子寄付システムにより支払われる寄付を対象とする個人所得税及び法人所得税免税措置

**税の減免を規定する歳入法典に基づく勅令 (第718号)**

e-TaxInvoiceシステム等導入にかかる投資を対象とする法人所得税免税措置

**事業開発局 (DBD) 通達**

外国人事業法に該当しない事業をタイ国内で営む外国法人が、法人識別番号を取得するための手順について

**商務省事業開発局 (DBD) 外国人事業管理部ルーリング (第1号)**

製品修理時に代替品及びサービスを提供し顧客へ請求することについて

**歳入局ルーリング ゴー・コー0702/1269号**

火災による損害補償における法人所得税計算上の取り扱い